

令和 5 年 6 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 4 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例	・ ・ ・ 1
第 5 号 長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に 関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 2
第 6 号 長門市地域福祉センター条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 3
第 7 号 長門市児童デイ・ケアセンター条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 4
第 8 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 5
第 9 号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）	・ ・ ・ 6
第 10 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	・ ・ ・ 8
第 11 号～第 29 号 長門市農業委員会委員の任命について	・ ・ ・ 10

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されたことに伴い、国家公務員の措置に準じ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う感染症防疫作業手当の特例の廃止
(附則第 2 項及び第 3 項)

- 国家公務員においては、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員について、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されないような業務に当たることによる著しい困難性や精神的緊張が認められることから、感染症防疫作業手当の特例が措置されており、本市でも同様に感染症防疫作業手当を支給してきたところ。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことに伴い、感染症防疫作業手当の特例を設ける必要性もなくなることから、この特例を廃止するもの。

3 施行期日

公布の日

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に
関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）が、令和 5 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

省令の改正に伴い、条例第 3 条に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づく施設の設置期限を令和 7 年 3 月 31 日に 2 年延長

改正前：令和 5 年 3 月 31 日

改正後：令和 7 年 3 月 31 日

3 施行期日

公布の日

長門市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の施行により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）が改正され、所管大臣が変更となったことに伴い、関係する本条例の改正を行うもの。

その他本条例が引用している法律の条文番号が変更されたため、引用条文を改正するもの。

2 改正の内容

- （１）別表内の「法律第 30 条第 2 項に規定する厚生労働大臣」を「法律第 30 条第 3 項に規定する主務大臣」に改める。
- （２）別表内の「介護保険法第 115 条の 38」を「介護保険法第 115 条の 45」に改める。
- （３）別表内の「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 49」を「介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 63」に改める。

3 施行期日

公布の日

長門市児童デイ・ケアセンター条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和 4 年法律第 76 号)の施行により児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)が改正され、障害児通所支援に係る事務について厚生労働省からこども家庭庁への事務の移管により所管大臣が変更となることに伴い、関係条例の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。(第 5 条第 2 項)
- (2) その他文言の整理(第 5 条第 2 項)

3 施行期日

公布の日

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正に伴い、条例の基準である火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部が改正されたことから、条文の改正を行うもの。

2 改正の内容

- （１）急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、あわせて急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するもの（第 11 条の 2 関係）。
- （２）喫煙等に関する規定の見直しにより、標識等の規格が見直されたもの（第 23 条関係）。

3 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

1 取得財産

災害対応特殊救急自動車 1台

2 納入場所

長門市東深川 1902 番地 1 長門市消防本部

3 入札の状況

令和5年5月15日に指名競争入札方式による入札を執行した結果、金39,050,000円（消費税及び地方消費税の額3,550,000円を含む。）をもって落札者を決定した。

4 受注者の状況

(1) 名称

山口トヨタ自動車株式会社

(2) 事務所の所在地

山口市小郡下郷 945 番地 2

(3) 代表者

代表取締役 齋藤宗房

5 仮契約の締結日

令和5年5月16日

6 納入期限

本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和6年3月29日まで

7 その他

(1) 予定価格 42,350,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（入札書比較価格 38,500,000 円）

(2) 入札参加業者及び入札金額

入札参加業者	入札金額（千円）	備 考
山口トヨタ自動車株式会社	35,500	落 札 請負金額 39,050,000 円 落札率：92.2%
有限会社藤中ポンプ店	36,000	
株式会社ハツタ山口	39,000	
株式会社クマヒラセキュリティ 山口支店	42,000	

仮契約書 添付省略

財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）

1 取得財産

小型動力ポンプ付積載車 2 台

2 納入場所

長門市東深川 1902 番地 1 長門市消防本部

3 入札の状況

令和 5 年 5 月 15 日に指名競争入札方式による入札を執行した結果、金 25,190,000 円（消費税及び地方消費税の額 2,290,000 円を含む。）をもって落札者を決定した。

4 受注者の状況

(1) 名称

有限会社藤中ポンプ店

(2) 事務所の所在地

宇部市昭和町 4 丁目 11 番 53 号

(3) 代表者

代表取締役 藤中義久

5 仮契約の締結日

令和 5 年 5 月 16 日

6 納入期限

本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで

7 その他

(1) 予定価格 25,300,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（入札書比較価格 23,000,000 円）

(2) 入札参加業者及び入札金額

入札参加業者	入札金額（千円）	備 考
有限会社藤中ポンプ店	22,900	落 札 請負金額 25,190,000 円 落札率：99.6%
株式会社ハツタ山口	23,200	
株式会社クマヒラセキュリテ ィ山口支店	23,360	
三栄商事(株)	辞 退	

仮契約書 添付省略

長門市農業委員会委員の任命について

1 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるもの。

2 候補者の氏名・住所

[Redacted]

3 候補者の略歴

[Redacted]

4 委員の任期

令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日まで